入 札 説 明 書

令和6年度 和歌山平野農地防災事業 千旦放水路他ゲート製作据付工事

令和6年3月7日

農林水産省近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所

「令和6年度 和歌山平野農地防災事業 千旦放水路他ゲート製作据付工事」に係る入札公告(建設工事)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年3月7日
- 2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長 佐藤 毅

3 担当部局

〒640-0413 和歌山県紀の川市貴志川町神戸327番地1 近畿農政局和歌山平野農地防災事業所 工事第一課 TEL 0736-65-3360

E-mail airi_oka170@maff.go.jp (岡)

4 工事概要等

- (2) 工事場所 和歌山県和歌山市禰宜地内他
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり
- (4) 工期 令和6年5月28日から令和7年3月28日まで(305日間)(予定)本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。
- (5) 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格 確認資料(以下「確認資料」という。)に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落 札者を決定する総合評価落札方式(簡易II型(企業実績重視型))の適用工事である。また、品 質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかど うかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第85条に基づく調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査(以下「低入札価格調査」という。)結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
- (8) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (11) 本工事は、競争参加者名の公表を落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後に行う 工事である。
- (12) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という)により行う対象工事である。 ただし、電子入札方式によりがたい者であって紙入札方式(持参に限る。)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
- (13) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (14) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (15) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (16) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日制による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。
- (17) 本工事は、週休2日制を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況 に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日 付け14地第759号大臣官房地方課長通知)に基づく工事成績評定において加点評価を行うととも に、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (18) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、工事箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。
- (19) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に 応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (20) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(21) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

(22) 本工事の施工に当たり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算 基準と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協 議し、設計変更することができる。

5 競争参加資格

技術資料(上記4(5)の「申請書」及び「確認資料」をいう。以下同じ。)を提出できるのは、 次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿農政局における令和5・6年度一般競争参加資格のうち、「鋼構造物工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。

(4) 施工実績

ア 平成25年4月1日から申請書及び確認資料の提出期限日(別表1①に示す期限日)の前日までに元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力(総合的な企画、調整及び指導)があることを条件にしたものである。また据付も同様である。

イ 同種工事とは、「水門設備工事」とし、規模は問わないものとする。同種工事は、財団法人 日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」の場合、「水門扉等工事 (59) -河川用水門扉工 (561) 又は樋門・樋管扉工 (563)」を示すが、CORINSに登録されて いる工事に限定するものではない。

また、当該実績が各地方農政局(沖縄総合事務局を含む。)の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要(工種・規模等)を記載すること。

(5) 配置予定技術者の資格要件確認

配置予定技術者について、建設業法に従って当該工事に配置できるかを審査するため、開札後に評価値が最上位の者に要件を満たすことを確認する技術者資料の提出を求める。

なお、技術者資料の提出を求めた者が要件に満たない場合は、その者の入札を無効とし、評価 値が次順位の者に技術者資料の提出を求めて要件を確認する。

ア 資格要件

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法に従って当該工事に配置で きること。なお、主任技術者等を専任で配置することが必要となる工事及び管理技術者の配置 が必要となる工事は、建設業法第二十六条条第一項、第二項及び政令第二十七条第一項の定め による。

ただし、主任(監理)技術者を工場製作・現場据付段階ごとに分けて、別の技術者を配置しても差し支えない。

- (ア) 平成20年4月1日から申請書及び確認資料の提出期限日(別表1①に示す期限日)の前日までに元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事「水門設備工事」の経験を有すること。ただし、各地方農政局(沖縄総合事務局含む。)の発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除く。なお、経常建設共同企業体にあっては、1人の主任(監理)技術者が同種工事の経験を有すること。
- (イ) 主任技術者(建設業法第26条第1号(同法第7条第2号))
 - a 1級国家資格者(土木施工管理技士、建築施工管理技士)又は2級国家資格者(土木施工管理技士(土木)、建築施工管理技士(躯体))
 - b 技術士(建築部門 選択科目:鋼構造及びコンクリート)
 - c 1級建築士
 - d 技術検定(鉄工(「製缶作業)又は「構造物鉄工作業」)・製罐)※1
 - e 基幹技能者(登録橋梁基幹技術者))
 - f 指定学科を卒業後、①高等学校(旧制実業高校を含む)5年以上、②高等専門学校(旧制専門学校を含む)3年以上、③大学(旧制大学を含む)3年以上、水門設備工事の実務経験を有する者※2
 - g 10年以上の水門設備工事の実務経験を有する者※2
 - ※1:等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成17年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。
 - ※2:実務経験者は資格者証を有する必要なし
- (ウ)監理技術者(監理技術者資格者証(鋼構造物工事業が有効であるものに限る。)を有する者(資格要件:建設業法第26条第2号(同法第15条第2号))
 - a 1級国家資格者(土木施工管理技士、建築施工管理技士)
 - b 技術士(建築部門 選択科目:鋼構造及びコンクリート)
 - c 1級建築士
 - d 国土交通大臣特別認定者
- (エ)入札参加者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書及び確認資料の提出 日以前に3ヶ月以上の雇用関係)にあること。
- イ 提出を求める技術者資料

配置予定技術者に関する技術者資料は、次に従い作成すること。

- (ア) 配置予定の技術者
 - a ア (ア) に掲げる資格があることを判断できる、配置予定技術者の資格、同種工事の経験を、別記様式3に記載すること。

なお、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、落札決定までに、入札の辞退を(別記様式8)により速やかに行わなければならない。これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

b 技術者資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある証明の資料として、監理技術者

資格証の写し又は健康保険被保険者証の写しを提出すること。

(イ) 契約書の写し等

- (ア)の配置予定技術者の工事経験を証明する資料として、CORINSに登録されている工事を優先して選定する。ただし、次の内容に留意して資料を提出するものとする。
- a CORINSに登録されている場合は、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書および竣工時工事カルテの写し(別記様式3に記載された同種工事等の要件を確認出来る部分のみ)を提出すること。
- b CORINSに登録されていない場合、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書及び竣工 時工事カルテのみでは同種工事等の要件(施行規模、構造、寸法等)が証明できない場合 には、契約書の写し(契約書、工事特別仕様書、契約図面等)を添付すること。
- c 配置予定技術者の工事経験については、工事に従事した者がCORINSに登録されていない 場合は、従事期間中の工事内容が確認できる書類(全体実施工程表等)を合わせて添付す るものとする。
- d 各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは 実績として認めないため、必ず工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- e 配置予定技術者の資格を証明する書類として、一級(二級)技術検定合格証明書、監理 技術者資格者証、監理技術者資格講習修了証等を添付すること。

ウ 提出方法

- (ア) 資料提出の連絡: 開札後、対象者あてに速やかに連絡する。
- (イ)提出期限:開札後、別表1⑩に示す日時までに提出するものとし、修正及び再提出は認めない。また、その記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (ウ)提出方法:電子メールにより、近畿農政局和歌山平野農地防災事業所 (airi_oka170maff. go. jp (担当: 岡))あてに電子ファイルを送信すること。

また、電子ファイルを送信した場合は、電話にてその旨を連絡し、着信確認を 得ること。

- (エ) その他:技術者資料は総合評価における加算点とはしない。
- (6) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。
- (7) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」(平成15年9月1日付け 15近総第408号(理))に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受注者(受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同 体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建 設業者でないこと。
 - ア
 「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
 - サンスイコンサルタント(株)、NTCコンサルタンツ(株)
 - イ 「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)又は(イ) に該当する者である。
 - (ア) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

- (イ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合に おける当該建設業者
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとること は、近畿農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意す ること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。 以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係 にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(同条同項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生 手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規 定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である 取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第 1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第13

14号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設 業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継 続している者でないこと。

- (11) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (12) 保守サービス体制

工事完成、引渡し後においても会社組織(同系列会社のサービス組織含む)に、設備・製品に 対する保守サービスを行う体制が整備されていること。

- 6 競争参加資格の申請及び確認
- (1) 本競争の参加希望者は、上記5 (1) から (12) までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため技術資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、申請書及び確認資料の提出者が申請書及び確認資料の提出期限の日において上記5 (2) の認定を受けていない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者も、技術資料を提出することができる。

この場合において、5 (1) 及び (4) から (12) までに掲げる事項を満たしているときは、 開札の時において5 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資 格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が、競争に参加するためには、開札の 時において5 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

- (2) 上記(1)の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、上記5(7)の指名停止については、申請書及び確認資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (3) 申請書及び確認資料の提出は次のア、イ及びウによるものとする。提出期間までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官が競争参加資格が無いと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。

ア 提出期間:別表1①に示す日時

イ 提出場所:〒640-0413 和歌山県紀の川市貴志川町神戸327番地1

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所 工事第一課

電 話 0736-65-3360

メールアドレス: airi_oka170@maff.go.jp(担当: 岡)

ウその他

(ア)申請書及び確認資料の提出は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵便書留や宅配便など配達の記録が残るものに限る)するものとする。

なお、提出部数は1部とする。

電子入札方式における資料の受領確認通知は、資料の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。

(イ) 電子入札方式による場合のファイル形式は以下のいずれかの形式にて作成することとし、

資料の総容量を10MB以内とする。総容量が10MBを超える場合は、申請書及び確認資料のすべてを、提出期間内必着で郵送(郵便書留や宅配便など配達の記録が残るものに限る)又は持参すること。郵送の際の送付先は上記(3)イの提出場所と同じ。ただし、郵送又は持参した場合でも「申請書」のみを電子入札方式により提出期間内に提出すること。

- · Microsoft Word
- Microsoft Excel
- · PDFファイル

Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。なお、詳細は「農林水産省電子入札運用基準標準例」(電子入札センターホームページ: https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html)による。

- (4) 「申請書」は、別記様式により作成すること。
- (5)上記5(4)施工実績及び5(5)施工経験の確認を行うにあたっては、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。
- (6)「確認資料」は次に従い作成すること。

作成する資料の内容は、下表のとおりとする。下表の1)施工実績の記載事項を証明する書類として、同種工事にかかる契約書(特別仕様書、工事数量表、図面等)の写しを提出すること。なお、契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、受注者を確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、同システムの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

また、同種工事が地方農政局(沖縄総合事務局を含む。)の発注した工事である場合にあっては、当該工事にかかる工事成績評定通知書の写しを添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1)施工実績	過去10年間において、上記5(4)に掲げる資格があることを判断できる同
	種工事(水門設備工事)の施工実績を、別記様式2に記載する。
2) ワーク・ライフ・	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況を確認するため、申
バランス等推進	請書に加えて、別添様式1又は様式2を提出すること。
	認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付すること。(外国法人に
	ついては、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。)
3) 賃上げの実施を表明した企業等	評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、別紙様式1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式2の1又は別紙様式2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」(別紙様式3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙様式4)の提出を求める。

記載事項		内容に関する留意事項
記載事項	「計「っ」の5)たべ 認類確別 しは措は 成員う る 年受がの10 (で、額、温のとき上会等認紙なて上置、共とで。減。経単け重な主以除上」暦書(係よは類等出え5上い書始を業た企 割 にのめ、う要すし記と年会のは、で、額、調のに額書士提代式、なの開点企っる の 的かたりよ要すし記と年金ので、で、額、減のさるの調点を変ける。 しょうしょう	単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等計表」(別紙様式4)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(37 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した較することとする。中小企業等にあっては、上記の比較をす暦年単位の場合は別紙様式4の「支払金額」とする。こより賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書れた場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績のことができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例はらとおりである。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例はらとおりである。この確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又質等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点の目から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に
4) 不正又は不誠実		誠実な行為等により、下表の措置対象を受けたものについて、 専期間に基準日が含まれる場合、減点対象とする。
な行為等	基準日	競争参加資格申請書の提出期限日
	措置対象	営業停止 (国交省、都道府県知事)
		指名停止、文書注意(管内直轄)
	対象期間	文書注意の場合、発出日から2ヶ月間
		指名停止3ヶ月未満の場合、措置終了後3ヶ月間
		指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合、措置終了後6ヶ月間
		指名停止6ヶ月以上の場合、措置終了後12ヶ月間
	/ 1	営業停止 措置終了後12ヶ月間
		呼価期間(上表の対象期間)中に再度措置(同一の行為により、 それにはな世界された担合等な合さ)された担合は、後25の世界

営業停止、指名停止を措置された場合等を含む)された場合は、後発の措置 終了の日と比較して長期となる期間をマイナス評価期間とする。

記載事項	内容に関する留意事項	
	文書注意とは、事務所等の長から法令遵守等の違反で文書により注意があ	
	った場合とする。	
5)保守サービス体	上記 5 (12) に掲げる保守サービス体制が確立していることを判断できる	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	資料(別記様式11)を提出すること。	
制	① 営業所・支店等の保守サービス体制(会社組織(同系列会社のサービ	
	ス組織も含む)の所在地及び工事現場までの距離及び時間	
	② 上記所在地における保守サービスの部署名及び従事している人員等。	

- (7) 競争参加資格の確認の結果は、別表1③に示す期日までに通知するが、競争参加資格の確認を 行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領 に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと 認めたことを通知する。
- (8) 上記(7) の競争参加資格確認通知は、電子入札システム(紙入札者に対しては書面で通知)で行うこととする。
- (9) 競争参加資格確認通知後に競争参加資格があると認められた者が入札を辞退または行わなかった場合、別冊入札心得に示すとおり申し出なければならない。

また、入札辞退届とは別に辞退理由を別記様式8により、上記3に記載の担当部局へ別表1⑤に示す日時までに郵送若しくは持参により提出すること。

(10) その他

- ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に 提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は特別な理由がない限り認めない。
- オ 申請書に虚偽の記載をした場合は、申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- カ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先 上記(3)イに同じ。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

ア 施工体制評価点 30点

評 価 項 目	評 価 基 準	配点	評 価 点 数
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案 の品質がより確実に実現できると認められる場合	15	
	工事の品質管理に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案 の品質が実現できると認められる場合	5	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保	15	15

評 価 項 目	評 価 基 準	配点	評 価 点 数
	等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合 工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ 加算点(企業評価) 30点

評 価 項 目	評 価 基 準	配点	評 価 点 数
【企業評価】			
同種工事の施工経験※1 管内/過去10年間	入札公告及び入札説明書に記載する同種工事(水 門設備工事)の施工経験を有すること。	30	
ワーク・ライフ・バランス等 推進に係る認定の取得状況 等	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。))に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)※2(1) ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号(以下「次世代法」という。))に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業)※2(2) ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。))に基づく認定(ユースエール認定企業)※2(3)	0.5	32. 5
賃上げの実施を表明した企 業等 ※3	令和6年度又は令和6年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 令和6年度又は令和6年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	2.0	
不正又は不誠実な行為等 ※1	営業停止(国交省、都道府県知事)、指名停止、文書注意(管内直轄)の履歴有り。	-2.0	

※1 評価の対象から除外する工事

企業の工事実績の評価の対象から除外する工事は、当該工事に係る取引において、当該事業

者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入 札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関 する法律(平成14年法律第101号)、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取 引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)又は国家公務員法(昭和22年法律第120号)に違 反した行為が認められた工事とする。

※2 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

- (1) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関する ものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第8条に基 づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常 時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- (2) 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。
- (3) 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

※3 賃上げの実施を表明した企業等

大企業又は中小企業等のどちらに該当するかは、中小企業等は法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者(ただし、同条第6項に該当する者は除く。)とし、大企業は中小企業等以外の者とする。

(2) 総合評価の方法

- ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点と する。
- イ 「施工体制評価点」の算出方法は、上記(1)アの評価基準に応じ、施工体制(品質確保の 実効性、施工体制確保の確実性)の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。
- ウ 「加算点」の算出方法は、上記 (1) イの評価項目(企業評価)について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点30点を評価点数の最高点(満点)32.5点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点=評価点数の合計値×(加算点の最高点30点/評価点数の最高点32.5点)}

- 工 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式(簡易II型)は、 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範 囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の 入札価格で除して得た数値({標準点+施工体制評価点+加算点}/入札価格、以下「評価値」 という)により行う。
- オ 「企業評価」について複数の記載がある場合は、評価の低いもので評価する。
- カ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。 なお、落札の条件は、次のとおりとする。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (イ) 「評価値」が「標準点」を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。 ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適 合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが

公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、 落札の条件(ア)及び(イ)を満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者の うちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

- (ウ) 配置予定技術者の資格要件を満たしていること。
- イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札 者を決定する。
- ウ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。(別紙A参照のこと。)。
- 8 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出
- (1) 施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、入札参加者の申込みに係る価格(VE提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記(3)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として近畿農政局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格)が品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした各費用の項目毎の金額に、機器単体費については81%、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

(2) ヒアリングに関する連絡

ヒアリングの日時・場所等詳細については、開札の後、別表1⑥に示す日時までに入札参加者 あてに連絡する。

なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡は行わない。

(3) ヒアリングに関する資料

ア 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格(別紙Bを参照のこと。)に満たない者の他、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認められる事情がある者に対しては、ヒアリングのための追加資料(追加資料様式1~様式11)の提出を求める。(ただし、様式11はコスト縮減を申し出る者のみとする。)

追加資料を提出すべき旨の連絡は、上記(2)の連絡の際に併せて連絡するものとし、その 提出は、別表1⑦に示す日時までに行うものとする。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合は、必要に応じて追加資料の提出を求め施工体制を確認する場合がある。

なお、調査基準価格(別紙Bを参照のこと。)に満たないものに対しては、開札の後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、開札の後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面(別記様式9)にて提出するものとする。なお、追加資料を提出しない理由により、不利益な取扱を受けることはない。

- (ア) 提出期限:別表1⑧に示す日時まで
- (イ) 提出場所:上記6(3) イに同じ
- (ウ)提出方法:原則として電子メールにて提出する。(場合によっては、持参又は郵送による 提出も可。)

上記により追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を 無効として取り扱うものとする。

イ 入札参加者のうち、申し込みに係る価格が調査基準価格以上の者については、「施工体制確認票(別記様式10)」の提出を求め、それをもってヒアリングに代えることがある。

その提出は、別表1®に示す日時までに行うものとし、詳細については、上記(2)の連絡の際に併せて連絡する。

(4) その他

追加資料の修正及び再提出は認めない。

また、その記載内容が適正でない(未記載、未定を含む)場合は、入札を無効とする。

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含めるものとし、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とすること。上記(3)の手続きを行わずに追加資料の提出を行わない場合 又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ヒアリングの結果、「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の 得点割合に応じて、「加算点」を減じる措置を行う。

(計算式:施工体制評価後の加算点=審査の結果得られた施工体制評価点/30点×加算点)

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(現場説明書の別紙様式 5 (Microsoft Excel)) により提出すること。ただし、見積条件等に関する質問は除く。
 - ア 提出期間:別表1②に示す日時
 - イ 提出場所:上記3の担当部局に同じ
 - ウ そ の 他:電子メールにより提出するものとし、受信確認の返信メールをもって質問を受領 したこととみなす。その他の方法によるものは受け付けない。
 - エ 回答方法:申請書の提出期限日までに電子入札システム(紙入札者に対しては電子メール) により行う。
- (2) 見積条件等に関する質問は、6(7) に示す競争参加資格の確認通知後に受け付けるものとし、提出方法は電子入札システム(紙入札者に対しては書面)により別途通知する。

10 苦情申立て

(1)上記6(7)の競争参加資格の確認の結果通知により競争参加資格がないと認められた者は、 分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、通知を受けた日の 翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に書面(様式は自由)により説明を求め ることができる。

ア 提出場所:上記3の担当部局に同じ

- イ 提出時間:行政機関の休日を除く毎日午前9時から12時、午後1時から午後5時まで。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、前記の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け取った

日から7日(行政機関の休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

11 再苦情申立て

(1)上記10(2)の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記 10(2)の回答書を受け取った日から7日(行政機関の休日を除く)以内に、書面により近畿農 政局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

再苦情申立てについては近畿農政局入札等監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口:近畿農政局総務課監査官

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL: 075-451-9166

イ 受付時間:午前9時から12時、午後1時から5時まで

(3) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先:上記(2) に同じ

12 入札の執行

(1) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

ア 入札 (開札) 日時:別表1⑤に示す日時

イ 入札 (開札) 場所:近畿農政局和歌山平野農地防災事業所会議室

ウ 提出方法:受付期間内に電子入札方式により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。 電子入札方式による入札の締め切りは、別表1④に示す日時

紙入札方式による同締め切りは、別表1⑤に示す日時とし、上記ア、イに持参により提出する。

(2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

ア 工事費内訳書の提出方法

入札参加者は、押印(電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官(分任官、代理官、及びこれらの者の補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、近畿農政局競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別表)

1 未提出であると認	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
められる場合(未提	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
出であると同視でき	(3) 他の工事の工事費内訳書である場合	
る場合を含む)	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書に押印が欠けている場合(電子入札方式によ
		り工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	工事費内訳書が特定できない場合

	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合	
2 記載すべき事項が	(1)	内訳の記載が全くない場合	
欠けている場合	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしてい	
		ない場合	
3 添付すべきでない	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合	
書類が添付されてい			
た場合			
4 記載すべき事項に	(1)	発注者名に誤りがある場合	
誤りがある場合	(2)	発注案件名に誤りがある場合	
	(3)	提出業者名に誤りがある場合	
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合	
5 その他未提出又は不	5 その他未提出又は不備がある場合		

(ア) 電子入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事 費内訳書作成ツールを用い、同ホームページからダウンロードした当該工事の工事費内訳書 雛形データにより作成するものとする。提出は、第1回の入札時に電子入札方式により送信 すること。その他の方法によるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、競争参加資格の確認通知とともに交付した資料の中の工事費内訳書雛形の様式で作成するものとし、第1回の入札時に提出(CD-R+紙)すること。その他の方法によるものは受け付けない。

イ 工事費内訳書は、返却しない。

また、工事費内訳書を、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。

ア 入札方法

原則として電子入札方式で行う。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

また、紙入札方式の承諾を得た場合において持参による入札を認める。

郵送又はFAXによる入札は、認めない。

入札書を持参する場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加 算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をも って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事 業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札方式、紙入札方式により混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。再開処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば発注者から連絡する。
- (4) 同一技術者を複数工事に配置した場合の落札決定について

施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査の対象工事においては、入札後に施工体制 及び特別重点調査のヒアリングを経て落札者決定を行うこととなり、同一の技術者を重複して複 数工事に配置予定している場合の落札者の決定等については、次により行う。

- ア 入札後のヒアリングに伴う入札保留期間中に別件工事の入札参加は認める。
- イ 最初に落札者となった工事(開札状況等により開札順とならない場合がある。)と契約締結 する。
- ウ それ以降の工事については、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札 無効及び入札辞退とする。(入札済みのものは発注者側にて入札無効として扱い、入札前のも のは入札参加者より入札辞退を行う。ただし、入札済みでかつ近畿農政局管内直轄工事以外の 工事を受注したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合はその旨発 注者側に申し出るものとする。なお、入札辞退を行わず入札した者については、指名停止等措 置要領に基づく指名停止を行うものとする。)

13 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の 記載をした者のした入札並びに近畿農政局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する 条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取 り消す。

- 14 入札保証金及び契約保証金
 - (1)入札保証金:免除する。
 - (2) 契約保証金 納付。

額は請負代金額の10分の1以上(保管金の取扱店 日本銀行和歌山代理店) ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

- ア 利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店)
- イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律 第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。(取扱官庁 近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

15 支払条件

別冊契約書(案)のとおり

16 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 手続における交渉の有無 無。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更 は認められない。

(5) 配置予定技術者の専任期間

配置予定技術者の専任(専任要否含む)にあっては、建設業法第二十六条第一項、第二項及び 政令第二十七条第一項の定めによるものとする。専任で配置する場合の配置予定技術者の工事現 場への専任期間は契約工期を基本とするが、次に掲げる期間については配置予定技術者の工事現 場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明 確にするものとする。

なお、製作段階と据付段階で異なる配置予定技術者を配置できるが、工場製作を担当した者は、 現場据付においても支援協力するものとする。

- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は 仮設工事等が開始されるまでの期間)。現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、 監督職員との打合せにおいて定めるものとする。
- イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、 工事を全面的に一時中止している期間。
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤の電機品等の工場製作を含む工事全般 について、工場製作のみが行われている期間。また、工場製作過程においても工事全般を適正 に施工するため監理技術者等がこれを監理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係 る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等 がこれらの製作を一括して管理することができる。
- エ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した 旨、受注者に通知した日とする。
- (6) 現場説明会は実施しない。現場説明会に代わる書類として必要なものは、競争参加資格の確認 通知日以降に併せて以下により交付するので、入札参加者は交付を受けたうえで入札に参加する ものとする。
 - ア 電子入札方式の場合 電子入札方式により交付する。
 - イ 紙入札方式の場合 紙入札者に対しては、競争参加資格の確認通知と併せて郵送により交付する。
- (7)入札参加者は、別冊近畿農政局入札心得及び別冊契約書(案)を熟読し、近畿農政局入札心得 を遵守すること。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約による 締結する予定の有無 無
- (9) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。 低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 契約締結後のVE提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請 負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案 (以下「VE提案」という。)することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図 書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細につい ては特別仕様書による。

- (11) VE提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (12) 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもVE提案を行った建 設業者の責任が否定されるものではない。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3に同じ。
- (14) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記5(2)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記6により申請書、確認資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(15) 電子入札について

- ア 本工事は、原則として電子入札方式により技術資料の提出・受領に関わる確認及び入札を行 うが、手続当初から電子入札方式によりがたい場合には、事前に発注者の承諾を得て紙入札方 式に変えることができるものとする。(別記様式5によるものとする。)
- イ 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。(別記様式6によるものとする。)
- ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」(電子入札センターホームページ: https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html)による。

(16) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、低入札価格調査(別紙Aを参照のこと)の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名)に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア 監督体制の強化等

(ア) 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の 構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル(一部改正)」(平成26年3月28日付け事務 連絡 農村振興局整備部設計課施工企画調整室長名)等に基づき、重点的な工事監督を実施す る。なお、事前通告をしないで点検することがある。

(イ) 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料

との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通 告をしないで点検することがある。

(17) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

ア 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日 18農振第177号 農村振興局整備部長名)で示す以下の(ア)~(ウ)の段階において、監督職員が文書により受注業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

- (ア) 施工確認段階
- (イ) 施工体制点検段階(施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む)
- (ウ) 下請け契約状況調査段階(施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む)
- イ 上記アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において近畿農政局管内の別の新規工事 における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

(公募型指名競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定(最大3点)を3点マイナスする。

ウ 上記アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、近畿農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から 1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措 置を改めて講ずる。

- エ 対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記イと同様の措置を講ずる。
- (18) 低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じ関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。
- (19) 当該手続き等についての問い合わせ先
 - ア 当該手続き等についての問い合わせ先

上記3に同じ

イ 電子入札システムについての問い合わせ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6031 (代表) FAX:048-254-6041

質問のメールを送信する際には、会社名(機関名)、部署名、役職、氏名、連絡先を記入すること。Email: help@maff-ebic.go.jp

(20) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる以下の資料として、建設業法施行規則第3条に定める専任技術者証明書(写)(様式第八号(1)、又は、様式第八号(2)(建設業の許可の更新後に専任技術者の変更があった場合は、該当する者が記載された様式第八号(1)を含む。))を提出すること。

(21) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者 代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策(農水省WEBサイトhttp://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.htmlを参照)」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

ア 工事円滑化会議(工事契約後)

工事契約後に、受発注者間で、設計の考え方等を共有することにより、円滑な工事着手を図る。

イ 工事円滑化会議(工事着手後)

工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る。

ウ 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案 の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

工 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

- (22) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等
 - ア 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下 請負人としない。
 - イ 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、 特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわら ず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずる ものとする。
 - (ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
 - (イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
 - (ウ) 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の 1 に相当する額を発注者に支払わなければならない。
 - ウ イに掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別 の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場 合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。
 - (ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
 - (イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
 - (ウ) 当該社会保険等未加入業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。
- (23) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林 漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(24) 公共調達における人権配慮について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 本工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」、「土木 工事共通仕様書」及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書(令和5年9 月)」に基づき実施するものとします。

「近畿農政局土木工事(又は施設機械工事)共通事項書」は、近畿農政局ホームページに掲載しておりますので、以下のURLから入手して頂きますようお願いします。

近畿農政局土木工事(又は施設機械工事) 共通事項書 掲載URL

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

別表1 本入札手続きに係る期間等

(1)	申請書及び確認資料の提出	令和6年3月7日(木)から令和6年3月18日(月)まで
(1)	期間	(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
	入札説明書に対する質問の	令和6年3月7日(木)から令和6年3月18日(月)まで。
2	受領期間	持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、午
		前9時から午後5時まで。
3	競争参加資格の確認結果の	令和6年3月29日(金)まで
•	通知日	
4	電子入札方式による入札の	令和6年4月18日(木) 午後5時
T.	締め切り	
	入札(開札)日時	令和6年4月19日(金) 午後1時30分
(5)	紙入札による入札の締め切	
	り	
(6)	施工体制確認のためのヒア	令和6年4月19日(金) 午後5時まで
0	リング等の連絡日	
7	施工体制確認のための追加	令和6年4月23日(火) 午後5時まで
U	資料提出の期限日	
	施工体制確認のための追加	令和6年4月23日(火) 午後5時まで
8	資料の提出を行わない旨の	
	書面提出期限日	
9	施工体制確認票の提出期限	令和6年4月30日(火) 午後5時まで
9	日	
(10)	技術者資料の提出期限日	令和6年4月30日(火) 午後5時まで
10		

^{※「}行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1項 に規定する行政機関の休日をいう。

[別 紙 A]

予算決算及び会計令第86条の調査について

1 調査基準価格以下の者に対する調査

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格(別紙Bを参照のこと)に満たない者に対しては、調査のための追加資料(様式 $-1\sim12$)の提出を求める。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が「2 特別重点調査」の(1)に該当する場合は、コスト縮減金額によらず調査を特に重点的に行う。

2 特別重点調査

(1) 本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格 の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表 上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
率	90%	80%	80%	30%

- (2) この場合には、上記1において提出を求める追加資料(様式-1~12)に変えて、特別重点調査のための追加資料(重点調査様式1~様式16)及び添付資料の提出を求める。
- (3) 入札参加者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の 内容に適合した履行がされないと認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該入札参 加者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該入札参加者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立 証するために必要と認める任意の書類を併せて提出できる。

- (4) 上記(2) の重点調査追加資料等の受領後、速やかに入札参加者の責任者(支店長、営業所長等をいう。) からヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。なお、ヒアリングの日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- (5) 重点調査追加資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、重点 調査追加資料等及び事情聴取の内容により、分任支出負担行為担当官が必要と認め、入札参加者 に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を 行ったときは、この限りでない。なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則と して1回に限る。
- (6) 入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は(8) に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)、分任支出負担行為担当官は、次に掲げる措置を講じるものとする
 - ア 当該工事の成績評定に厳格に反映する。
 - イ 過去5年以内に上記アの措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第2により指名停止を行う。

- (7) 重点調査追加資料様式14(誓約書)を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その者に関する情報、見積りによる施工費用の額等を近畿農政局ホームページにおいて公表する。なお、特別重点調査の結果を公表する場合がある。
- (8) 特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。
 - ア 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について」(平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知)の5 (4)により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
 - イ 土木工事等共通仕様書等に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこと とし、さらに施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
- (9)特別重点調査は、最低の価格をもって入札した者のほか、(1)の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- (10) 上記 (2) の追加資料を提出期限までに提出しない場合又は (4) のヒアリングに応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札に関する条件に違反するものとして入札を無効とする。
- (11) 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入 札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施 工費用の額、様式14による誓約書など関係情報の通報を行う。
- 3 調査基準価格以上の者に対する調査

上記1及び2以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料の提出を求めることがある。

4 追加資料様式

様式-1	当該価格で入札した理由
様式-2	入札金額の積算内訳
様式-3	手持ち工事の状況
様式-4	配置予定技術者名簿
様式-5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
様式-6	手持ち資材の状況
様式-7	資材購入先一覧表
様式-8	手持ち機械の状況
様式-9	労務者の確保計画
様式-10	工種別労務者配置計画
様式-11	経営内容
様式-12	建設副産物の搬出地

5 重点調査様式

里尔则且冰火	
様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②
様式2-3	一般管理費等の内訳書
様式3	下請予定業者等一覧表
様式4	配置予定技術者名簿
様式5-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
様式5-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)
様式6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式7-1	手持ち資材の状況
様式7-2	資材購入予定先一覧
様式8-1	手持ち機械の状況
様式8-2	機械リース元一覧
様式9-1	労務者の確保計画
様式9-2	工種別労務者配置計画
様式10	建設副産物の搬出地
様式11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式12-1	品質確保体制 (品質管理のための人員体制)
様式12-2	品質確保体制(品質管理計画書)
様式12-3	品質確保体制(出来形管理計画書)
様式13-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
様式13-2	安全衛生管理体制(点検計画)
様式13-3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)
様式13-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
様式14	誓約書
様式15	施工体制台帳
様式16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

6 その他

上記4及び5の調査様式については、近畿農政局ホームページの「予算決算及び会計令第86条の調査のための追加資料様式(入札価格が調査基準価格未満の者)」、「特別重点調査のための追加資料様式(特別重点調査に該当する者)」(http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html)に掲示している。

[別 紙 B]

施工体制確認のための追加資料等について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の(1)~(4)に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

本工事における直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費は、「土地改良事業等請負 工事積算基準(施設機械)」の以下に該当する。

ア 「直接工事費」=「直接製作費」+「直接工事費」

イ 「共通仮設費」=「間接労務費」+「共通仮設費」

ウ 「現場管理費」=「工場管理費」+「現場管理費」+「据付間接費」+「設計技術費」

工 「一般管理費」=「一般管理費」

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格に満たないときは、様式1~様式 11 までのすべての提出を求めるものとする。

なお、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合は、 必要に応じて追加資料の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

また、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合については、様式11によりコスト縮減額の算定根拠を提出するものとし、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

[追加資料様式]

様式1 施工体制台帳

様式2 資材購入予定先一覧

様式3 機械リース元一覧

様式4-1 労務者の確保計画

様式4-2 工種別労務者配置計画

様式5 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

様式6 配置予定技術者名簿

様式7-1 品質確保体制(品質管理のための人員体制)

様式7-2 品質確保体制(品質管理計画書)

様式7-3 品質確保体制(出来形管理計画書)

様式8-1 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

様式8-2 安全衛生管理体制(点検計画)

様式 9 建設副産物の搬出地

様式10 下請予定業者等一覧表

様式11 VE提案等によるコスト縮減額調書

施工体制確認のための追加資料様式(様式 $1\sim1$ 1)は、近畿農政局ホームページの「施工体制確認のための追加資料様式(入札価格が調査基準価格未満の者)」(http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html)に掲示している。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、本文8の施工体制確認のためのヒアリング、上記2の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、追加資料の提出を求められた者が上記2の追加資料様式1~様式11まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入 札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する 体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施 工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、機器単体費については81%、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審查項目】

- ア 建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか(様式9)
- イ 安全確保の体制が構築されると認められるか (様式8-1~8-2)
- ウ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか (様式 $7-1\sim7-3$)

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、 それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査 する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する 体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係 る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ア 下請会社、担当工種等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。 (様式1、10)
- イ 提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。 (様式2~5)
- ウ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。(様式6)

(別記様式1)

令和 年 月 日

印

分任支出負担行為担当官 近畿農政局 〇〇〇〇事業所長 〇〇〇〇 殿

> 受付番号000000 許可番号00-000000 住所 商号又は名称 代表者 〇〇株式会社 代表取締役社長

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人又は被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書の6(6)1)に定める同種工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書の6(6)2)~5)に定める提出資料
- 3 入札説明書の6 (6) に定める契約書等の写し

- ※1 社印の押印については、電子入札方式により提出する場合は「押印は不要」とし、郵送又は持参により紙で提出する場合は「押印は必要」である。
- ※2 入札説明書6(6)3)に定める資料は希望する場合のみ提出すること。

同種工事の施工実績及び企業の状況

会社名:

項目/NO		(同種)
工事名称等	工 事 名	0000001事
	発注機関名	○○省○○局、○○県、○○公団等
	施工場所	(都道府県名・市町村名・地先まで)
	契 約 金 額	千円
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)、他の構成員名
工事概要等	構造形式	例)ダクタイル管
	規模・寸法	例) φ800mm L=300m
	その他	
等	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) · 無
工事成績評定		〇〇点
当該年度の管内直轄工事の契約件数		件数○件
ワーク・ライフ・バランス等推進		ワーク・ライフ・バランス等推進等に係る認定の取得の有無 有・無
賃上げの実施を表明した企業等		賃上げ実施の表明書の提出 有・無 【 大企業 又は 中小企業等 】
不正又は不誠実な行為等		○○○(○ヶ月間)の履歴有り(発出日平成○年○月○日) ・ 履歴無し

- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 - 2 施工実績は、過去10年間で工事が完成し引渡しが完了しているものに限る。(1件でよい)
 - 3 各地方農政局(沖縄総合事務局を含む。)及び事業(務)所等が発注した工事については、評定点が65点以上のものに限る。
 - 4 工事概要は、同種工事の定義事項について記載すること。なお、本概要がCORINSにて確認できない場合は、特別仕様書、工事数量表、図面等を添付すること。
 - 5 当該年度における近畿農政局管内直轄工事の契約件数(公告開始日時点)を記載すること。なお、該当する工事の請負契約書の写し(当初)を提出すること。
 - 6 ワーク・ライフ・バランス等推進等は、認定の取得状況を確認するため、別添様式1又は様式2を提出すること。
 - 7 賃上げの実施を表明した企業等は、表明書の提出の有無、大企業又は中小企業等について該当する事項に○印を付けること。表明する 場合は、別紙様式1を提出すること。
 - 8 入札説明書6(6)4)に示す不正又は不誠実な行為等により通知を受けたものを対象とする。

(別記様式3)

【開札後提出】

配置予定の技術者の状況

		会社名:
項目/氏名		監理技術者(又は、主任技術者) ○○ ○○
会 社 名		
最終学歴		○○大学 ○○学科 年卒業
法令による資格		・一級土木施工管理技士(資格取得年及び登録番号)・二級○○施工管理技士(資格取得年及び登録番号)
(併せ持つ資格も含む)		・監理技術者資格(資格取得年及び登録番号)
		・技術士(建設部門、農業部門:農業土木又は農業農村工学、〇〇部門の〇〇〇〇)(資格取得年及び登録番号)
		・第一~三種電気主任技術者、電気通信主任技術者
工事経験の概要	工事名 (工種)	○○○○○□工事(同種)
	発注機関名	○○省○○局、○○県、○○公団等
	施工場所	(都道府県・市町村名・地先まで)
	契 約 金 額	千円
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の技術者
	構造形式	例)ダクタイル管
	規模・寸法	例) φ800mm L=300m
	その他	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) · 無
営業所の専任技術者との		無・有 (年 月 日頃に従事可能)
重複の有無		

- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 - 2 工事経験は、過去15年間で工事が完成し引渡しが完了しているものに限る。(1件でよい)
 - 3 申請時における他工事の従事状況は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。
 - 4 各地方農政局(沖縄総合事務局を含む。)及び事業(務)所等が発注した工事については、工事成績評定表を添付すること。なお、施工実績として認める工事は、評定点が65点以上のものに限る。
 - 5 工事経験の概要は、入札説明書の<u>定義事項</u>が解るように記載すること。なお、本概要がCORINSにて確認できない場合は、特別仕様書、工事数量表、図面等を添付すること。
 - 6 営業所の専任技術者との重複の有無について、建設業法第7条第2号、第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と主任(監理)技 術者が重複する場合は、当該項目の 有 に〇印を付し、主任(監理)技術者の専任が確保できる日を記載すること。

(別記様式5)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿農政局 ○○○○○事業所長 ○○○○○ 殿

> 受付番号000000 許可番号00-0000000 住所 商号又は名称 代表者 〇〇株式会社 代表取締役社長

電子入札システム対象工事における紙入札方式での参加承諾について

貴所発注の下記工事について、電子入札システムを利用しての入札に参加出来ないので、紙入 札方式での参加承諾を申請します。

記

- 工事(業務)名
 ○○○○○事業
 ○□区○○(○○) 工事
- 2. 電子入札システムでの参加が出来ない理由 (記入例)
 - ・認証カードを申請中だが、手続が遅れているため令和 年 月 日 認証カード取得予定

(別記様式6)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿農政局 〇〇〇〇〇事業所長 〇〇〇〇 殿

> 受付番号000000 許可番号00-0000000 住所 商号又は名称 代表者 〇〇株式会社 代表取締役社長

電子入札システム対象工事における入札方式の変更承諾について

貴所発注の下記工事について、先に報告した入札方式で行うことが出来ないので、変更承諾を 申請します。

記

- 工事(業務)名
 ○○○○○事業
 ○□区○○(○○)工事
- 2. 入札方式

当初の方式:電子入札 変更の方式:紙入札

3. 変更理由

(記入例)

- ・会社のパソコンが動作不安定なため
- ・入札手続き中に認証カードの期限が切れるため

(別記様式7)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿農政局 〇〇〇〇〇事業所長 〇〇〇〇〇 殿

住 所商号又は名称 ○○株式会社代 表 者 代表取締役社長○○○○

電子契約システム対象工事における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の○○○事業○○○工事について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

)

)

入札辞退届出書

分任支出負担行為担当官	
近畿農政局	
○○○○○事業所長	
○○ ○○ 殿	
	建設業許可番号
	住
	商号又は名称
	代表者氏名
令和○○年○○月○○日付けで入札公告(又ん	は参加資格の通知)のありました○○○○事業○
○○○工事については、下記の理由により入札を	と辞退することを届け出ます。
<辞退理由>	
□ (1) 他工事受注による配置予定技術者の重	直複のため
(発注機関名:)
(工事名:)
※ 当該他工事への申請書類(写し)及	び落札を確認できる書類を添付すること。
□(2)現在、配置予定技術者が従事している	5工事の工期延期のため
※ 当該工事の工期延期を確認できる書	
/・ コダーサップングラジュの時間へのの目	ARCIMITY DCC0

※ 該当する項目の□にレ点を記入し、内容を記載願います。

(発注機関名:

(工 事 名:

由:

由:

(理

(理

□ (4) その他

※ 配置予定技術者の重複により辞退する場合は速やかに届けること。

※ 当該他工事への申請書類(写し)を添付すること。

□ (3) 配置予定技術者を他工事の監理(主任)技術者へ変更するため

(別記様式9)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿農政局 〇〇〇〇〇事業所長 〇〇〇〇 殿

> 受付番号000000 許可番号00-000000 住所 商号又は名称 代表者 〇〇株式会社 代表取締役社長

00 00

担当者 所属部署 氏名 〈電話〉

下記の工事について、施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料を提出する旨連絡がありましたが、提出しないので本紙を提出します。

記

- 工事(業務)名
 ○○○○○事業
 ○□区○○(○○)工事
- 2. 審查方法連絡日:令和 年 月 日
- 3. 提出しない理由

施工体制ヒアリング確認票(調査基準価格以上)

上 事名:	
商号又に	は名称
代表者	○○株式会社
	代表取締役社長

00 00

					回答	
	項目	内容	判断基準の具体	ヒアリング事項	YES	NO
品質		資材の数量・規格	発注仕様書等で要求する数量及 び規格を満たしていること。	発注者が入札説明書及び仕様書等で要求する数 量及び規格を満たしているか。		
品質確保の実効性	資材及び建設副産物	運搬計画	建設副産物及び資材等の運搬計 画が関係法令を遵守したものであ り、かつ、発注仕様書等で要求して いる要件に適合していること。	①廃棄物処理法、過積載防止など法令を遵守しているか。 ②産業廃棄物の搬出費用(運搬、処理費)は適切に見込んでいるか。		
性		品質管理計画		品質管理について、農水省施工管理基準の要 求(試験項目、頻度)に適合しているか。		
	品質確保体制	出来形管理計画		出来形管理について、農水省施工管理基準の 要求(項目、頻度)に適合しているか。		
		安全衛生教育等		安全教育、訓練等のための取組費用(半日以 上/月)は見込んでいるか。		
	ウム条件節用仕組	点検計画	入札説明書、仕様書及び施工管 理基準等で要求する要件に適合し ていること。	労働安全衛生法等に基づく安全衛生管理のために行う危険箇所の点検(農水省土木工事等施工技術安全指針(工事に関する法令上の点検項目)を参照)費用について適切に見込んでいるか。		
	安全衛生管理体制	仮設設置計画		労働安全衛生法等に基づく安全衛生管理のために行う仮設設備(農水省土木工事等施工技術安全指針を参照)の設置に関する費用について適切に見込んでいるか。		
		交通誘導員配置計画		発注者が指定する交通誘導員について、配置 場所、配置期間、人数について適切に見込ん でいるか。		
施工体制	現場管理費	積算内容	構成費目について、適切に計上していること。	労務管理費、安全訓練等費、租税公課、従業員 給与手当、法定福利費、福利厚生費、保険料、 外注経費、建設業退職金共済掛金などを適切 に計上しているか		
工体制確保の確実性			構成費目について、適切に計上 していること。	法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交 通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却 費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切 に計上しているか。		
ш	一般管理費等	積算内容	実際の施工必要額に対し、入札 価格を安価としている場合、「一 般管理費等」で調整しているこ と。	①実際の施工必要額と入札価格とは同額か。 (実際の施工必要額に対し、安価な価格で入 札を行っていないか。) ②安価な場合、その減額分はどの費目で調整 しているか。		()
			①申請時の技術者の配置の確実 性	申請時の配置予定技術者での配置が可能か。		
	配置予定技術者	申請時の技術者	②自社社員であり、かつ、恒常的 な雇用関係にあること。	自社社員であり、かつ、契約対象工事の競争 参加資格確認申請を行った日の三ヶ月以上前 に入社した者か。		
	下請業者(資材、労務、機 械)	積算内容	下請業者の見積金額を適切に反 映していること。	下請業者へしわ寄せを行っていないか。		
総括	実施工との整合		(本ヒアリングの回答内容が適 正な場合) 本ヒアリングの回答内容が、実 際の施工体制に反映されること。	本ヒアリングで回答した内容は、①施工体制 台帳等が提出された際の審査(着手前)、②工 事現場での施工体制点検(施工中)と整合が 図れるか。		

保守サポート体制調書

会 社 名:

項目	記	入	内容		備	考
項 目 1.当該設備の保守サービス連絡 先 2.技術支援・サービス体系	記 〈通常の場合〉 ①住所 ②会社名及び電話番 ③現地までの概略所 〈夜間・緊急時の場 ① 上記に同じ ② " ③ " 【記入例】 (営業窓口) ○支店・工場	号 「要時間又は日				考 社名も記入する。
			(有寿命品交○○支社・(修理・整備○○支社・	工場		

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

(保守技術支援体制の記入方法について)

- 1. 当該設備の保守サービス連絡先について 通常時及び緊急時における保守サービスを行う会社名、住所、電話番号、現地までの所要時間等を記入願います。 なお、現地とは入札説明書4(2)工事場所に示す。
- 2. 技術支援・サービス体系について 保守管理において必要となる技術支援を行う会社名、電話番号等をサービス体系により記入願います。 協力会社が保守サービスを行う場合は、記載内容に基づき協力会社及び代表者の記名押印のある保守サービス確約書等を添付すること。

(別添様式1)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認	定等	Š.			
	○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。					
	○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。	[該当	•	該当しない]
	○「ふてばしり処性日」の初ウた時間していて	[該当	•	該当しない]
	○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。	[該当		該当しない]
	○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。	ľ	該当		該当しない	1
	○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る	_				
	かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。	[該当		該当しない]
2	次世代育成支援対策推進法に基づく認定					
	○「くるみん認定」を取得している。	,	きたい		きたいしょい	,
	○「トライくるみん認定」を取得している。	L	談 自	•	該当しない	1
	○「プラチナくるみん認定」を取得している。	[該当	•	該当しない]
		[該当	•	該当しない]
3	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定					
	○「ユースエール認定」を取得している。					
			該当	•	該当しない]

- ※ 1~3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・ 変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

(別添様式2)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況 (「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務 取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等	等			
	○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。				
	○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。	該当	•	該当しない]
	【○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。	該当	•	該当しない]
		該当	•	該当しない]
				該当しない	_
	○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。 かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。)を策	疋・/	画出をしており	θ、
		該当	•	該当しない]
2	次世代育成支援対策推進法に基づく認定				
	○「くるみん認定」を取得している。	3 ** \\\'		まない 1 よい 5	,
	○「トライくるみん認定」を取得している。			該当しない	
	○「プラチナくるみん認定」を取得している。	該当	•	該当しない]
	Ţ	該当	•	該当しない]
3	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定				
	○「ユースエール認定」を取得している。	34·//		24-V/2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	Į.	該当	•	該当しない	1

- ※ 1~3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知 書の写し)を添付すること。

(別紙様式1)

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率3%以上とすることを表明いたします。

【中小企業等用】

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

年 月 日 株式会社〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、 代表者から説明を受けました。

年 月 日 株式会社〇〇〇

 従業員代表
 氏名
 ○○
 ○○
 印

 給与又は経理担当者
 氏名
 ○○
 ○○
 印

(留意事項)

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業:中小企業等以外の者をいう。

中小企業:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の 指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に 従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。
- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合 又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式 による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に 参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により 異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

(別紙様式2の1) 【大企業用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額	当年(度)の給与 等平均受給額	賃上げ率 (②/①-1)	賃上げ基準	達成状況
事平均支和領	李平均文和領 ②	×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

	法人事業概況説明書
= =	「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」÷「「4 の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する

	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【竺山十斗】	
【异山刀伝】	「「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷
「1日」で質	出した金額を前年と比較する
'八只」「异!	山しに並供で刊十これ牧りる

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日 株式会社〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙様式3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙様式4) の写しを添付してください。

(別紙様式2の2) 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

	法人事業概況説明書
	「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」 与総額を前年度と比較する
CFH OTCH	

	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】	「「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」
で算出した給	与総額を前年と比較する

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日 株式会社〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

(笛思事頃)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙様式3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙様式4) の写しを添付してください。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6

3.4		号(1						T				添付願平成			4		7			В	Total	Zie II	17	
法	圧	3 (1							事年	業度	1			픰	T L		= '.	,				務早期		
人々														至	平成	/白社		T L	<u> </u>	プアト	(レス)			70	生事	*1	
名				電話(a primum)					社オペー	ジの)有	(HT	. 111	24.	, ,	/ !	V .						
法人	L		Ш				Ц					有	無	C)無		-					_			-	-	
	()	業	2支店	(1)	支	店	•	店	部	姜	红			(2)	国内	国	内	子:	会	社		数		
1							支	支	店		店	i 新	1 类	女			子	海	年 子会社	外生の数				うち 50% 子 g	出資割 以上の 社 の	合が外数	
事					- 1	オー	文	所在	也国 1	9			· 拍	樂			会	7	会社	名称	- 17			H	资 [9
業	er 13					の状況	店	所在	也国2				初	樂	T		社	外子	会社	名称					资	1	1 9
内						_	(1)	○ 輔	入	TC	輸	出	Tic	無	取	引金額	百百	万日	円)	(2)	〇) 手装	I		(+1)	() 投務
容						3海外取引状況	取引	育相手		- Landi	_	こな商品	L					1		輸の 出海 入外		- Common	> 証券	ko [一全	线の	不動
						引状	Diffe C	向相手I	I	-	1	を商品	1							以取	○ ***	Section	190	H L	H	借	の売
\vdash	(1)	常勤役		1		沉	類	(1)	014	(2)		Wind	1		Mac	Linu	T	(1		外引	他	氏	ź	,	(1)	主耂	との関化
4	期	市到几人	RIL				5	P利 C		PO		7	1	9	Mac	y Linu	8		-	3 分		14	1	1	10		_
期	末従	- 1	L	15			P	の用	O #	- 1		その	一		7 左京, 西	l mat	華 40	西	≝⊢	金 45	- /	-	_			到 親	
末	事		Ļ				С		引用形	態		理し	り管理		在軍·販売管署		新	1		重帳	-	7			1414.4	到族	
従	員の		L	4			利	(4) 4	合計と	ノフト	・のオ	利用	等		有	○	理			成状況		毎	月	<u></u>	おむれ		決算時の
事	状況		L				用状	(5) 4	計ソ	フト	名		0.0							泉徴収		給	与		III·科	È	利子等
員	単	計					況	(6) >	ール	ノフト	名				0			Ľ	対	象所得	0	配	当		居住者		退車
等	位	計のうち代表者	談					(7) 7	- PO	の保存	先	000	ラド	ार्	1部記 器媒体	○ P サ-	以状	100	0	り課程売 「位:干			V				
0	人	計のうちアルバ	ト数				6販売形	/T/ (電子商インターネ	のト助引し	0	有・売上	0		〇 有:	□#	無 況	消費			入 税 拉	(5)社	実施	の有	H C)有	○ #
状识		賃金の定め方	A間 定給	O B A	步行	フAI 併用	売形態	(2)	反売チ・ 1	ヤネル	0	自名	±ΗΙ	P [〇 他	社HF		和			税 並 経理力	社人監査	(1
況		社宅・寮の有無)有	()#	#	/	7	株主	又は村	朱式列	f有 昇	星動の	の有無	# [〇 有	(O)#	# 9	役		_	報酬	額の	異動の	の有領	# [有	() #
	売	※各!	収	単位:	 高	T	T				1			特	į ,	別	技	[5	ŧ I		1	T	T			
10		記のうち射			S. S	T	ī			T	T			我	E 31	前当	4 期	打打	員主	É		ī		1			
5/1	売	上(4	スス) 原	価	F	T			T	T			剪		の 部合計+値		· 合		+		ī	T	T			
主		期首	棚	卸	高	Ī					ī				現	金		預	H BI)	2		ī	Ī	ī			
要	売	原材料		仕入	高)		7				T			資	受	取	3	于	Ħ			7		7			
科	上層	进2	務		費					ī	i	ī			売		掛		4	2		i	T				
目	原価	※福利厚生 外	登等を除注	いてくた	費	1					i			産		明当金拉 資産(未				2)			Ī	JL T			
	の	期末	棚	卸	高						7			0)	貸		付		全								
	う		償	却	費					-	1			0	建		13		4				1				
^	5	減価	30.00			L					1			う	※減行 機	而償却累計 材成		余後 姓	íi.		<u> </u>		+				
単		地(四		家	賃	L					-					所償却累計 内				1			1				<u> </u>
位	元	上(収				L	<u> </u>				1			ち	※減(而微却累計				-			1	1			
144	販	anno sons	05/89	報	酬	L									土		detr.	^	1				1				
	管費	従業	員	給	料	L								負		の 部合計-約				1			1		Ш		
干	りの	交	際	. 3	費						L			負	支	払		手	Ħ	- '			-				
	う	減 価	償	却	費									債の	買 注3		掛		5	ie							
円	ち	地(t :	家	賃						I			3	個	人	借	入	至	E I			V				
)	営	業	推		益						V			5	そ	の他	. 借	7	(4	È							
	特	别	利	J	益									純		産 の部合計-			計)	1							
注4		** 2	科目の	単位:	千円	報					7		7 /5	付金			1		1		仮払金	I	7/-	7	1		7

註2 運送薬においては供料費、金融薬・保険代理薬においては、支払利息割引料を記載してください。 ±3 金融業・保険代即業においては、死活金橋には未収利息、買針金橋には未込利息を記載してください。 ±4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各橋は責社(責法人)が同族会社の場合に記載してください。

(兼業種目) (兼業割合) (1)兼業の状況 13 12 主 な 事 (2)設 事 備 業 業 内 等 容の 形 の 特 状 異 態 性 況 %掛売上 売上区分 現金売上 名 締切日 決済日 (1)氏 14決済日等の状況 16 税理 (2) 事務所所在地 仕 入 締切日 決済日 士の関 外注費 締切日 決済日 (3)電話番号 料 締切日 支給日 ○申告の作成 ○調査立会 ○ 税務相談 給 帳 簿 書 類 0) 名 称 (4) 関与状況 | ○ 次算書の作成 | ○ 伝票の整理 | ○ 補助簿の記帳 状況 15 ○ 総勘定元帳の記帳 ○ 源泉徴収関係事務 帳 簿 17 類 加入組合等の (役職名) の 備 (役職名) 付 状 営業時間 開店 閉店 時 時)状況 況 (毎月) 定 休 日 曜日(日) 毎週 売 上(収 入)金 額 仕 入 金 額 従事 源泉徴収 月別 外注費 人件費 員数 税 千円 手用 千円 千円 千円 千円 千円 18 月 月 月 「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。 別 月 月 の 月 売 月 月 高 月 月 の 月 月 状 月 況 計 前期の実績 19 成績の概要

- 48 -

. 8

(別紙様式4)

F E O 1 O 4	R
令和	平
↑ A D A A A A A A A A A A A A A A A A A	成28年
(大会) <	月1
(フリガナ) (フリガナ) 氏名又は 本 店 等 翌年以降	日以
名 称 一括提出 送 付 個人番号 ↓個人番号の収載に当たっては、左端を空標にし、ことから記載してください。 作成担当者 人 以 は し し し し し し し し し し し し し し し し し し	後提出用】
<u>佐太衛河</u> (フリガナ) 代表者 署 名	注
氏名 「	1 7 成 7 年
X 分 人 時 左のうち、総京敷収税額のない者 支 払 金 額 累 数 収 限 総ち、賞与等 裁 額 日本 日本 <td< td=""><td>分以</td></td<>	分以
が 1 内側 値用	前の合品
出するもの	計表を作
2 退職所得の源泉徴収票合計表(316) 3 分 人	\成
高手 当 等	する場合には
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)) _
区 分 個 人 図 所 支 払 金 額 源 泉 微 収 税 額 原稿料、講演科等の報酬とは料金(1号該当) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	個人番
弁護士、税理士等の 権権又は料金 (2号該当) 人 人 月	号又は
診療 報 酬 (3号該当)	人番号又は法人番号
芸能等に除る出演、演出等の 報酬又は料金(5 号該当)	欄
報酬又は料金(6号該当) 英 約 金(7号該当)	に何も
賞 金 (8号談当)	記載した
計 ^	いで
区 分 作 数 マ 仏 金 瀬 瀬 泉 散 収 税 瀬 円 (摘 要) 定する内間と に対する内容	くださ
答減免法により 収	10
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	
科等の総額	
要) (編要)	
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)	
75 15 15 15 15 15 15 15	
出するもの	

	F E O 1 O 4
令和 🔲 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定詞	
(所得稅法施行規則別表第5(8),5(24),5(25),5(26),6(1)及 令和 年 月 日提出	
/ 稅務署 、	1 60 - 0 6 0 6 0 40 20 4 40 11
新規=1 追加=2 記述 第2 第	
(フリガナ) 氏名又は 名 称	本店等 要年以降 人名
個人番号	有〇百〇開
法人番号的	税 理 土 眷 号
氏名 二 電話()
区分人員左のうち、源泉效収投稿のない省支払金	(375)
神鉱 統主 現与毎 27 粒 値 ②の寸ち、内閣値用 の日配分階部の関連	n f
家 泉 敬 収 壽 Caby Stu	(316) (摘要)
現実減免法 により徴収 第子したもの] = 1
2 退 職 所 得 の 源 泉 徴 収 票 合 計 表 S A A M M M M M M M M M M M M M M M M M	(316)
・	(摘要)
後世界をもの	
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調舎合計表	(309) 金額 額泉敵収税額 個
所 版 結 料 、 報 演 料 等 の	金額 額来微収税額 個/利用 日子 ファイス 日子 日子 ファイス 日日 日子 ファイス 日日
法 報酬又は料金 (2号論当)	
条 は 戦業野球選手、騎手、外交員等の 規 報酬又は料金 (4号該当)	-
定 芸能等に係る出演、演出等の の 報酬又は料金(5号談当)	
報 ホ ス テ ス 等 の 間 散酬又は料金 (6号談当)	"I"
(社 契 約 金 (7 号读当)	H H
※	
⑤のうち、支払網書を提出するもの	F F
②のうち、所得保法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金	(摘 要) たき
災害 誠 免 法 に よ り 微 収 猶 予 し た も の	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
区分 人	の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表(314)
② 休用料等の総額 人 日 ② あつせん手紙料の総額	A B
(Gの 5 5 支払調整	
5 不動産等の譲受けの対価の支払調舎合計表 (376)	
第2寸の淋の結構	
※のうち、対処調査 を抵出するもの (領 変)	

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②俸給、給与、賞与等の総額」欄**には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉 徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

- (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
- (3) 「**②のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄**には、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した 給与等の状況を記載する。
- (4) 「@源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、 その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

- (5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(給与所得の源 泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②退職手当等の総額」欄**には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。
- (2) 「**② ②のうち、源泉徴収票を提出するもの**」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
 - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
 - (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
 - (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
 - (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「②計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

- (5) 「**②のうち、支払調書を提出するもの」欄には、**この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (6) 「**Qのうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金**」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。
- (7) 「災害滅免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予 税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「**②使用料等の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等(支払調書の提出を要しないものを含む。)の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「**② ②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「②譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い 生じた各種の損失の補償金の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「® **@のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を 提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
- (4) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
- (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- 口 租税特別措置法第 33 条(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例) に規定する特定土地区画整理 事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) に規定 する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4 (収用交換等の場合の譲渡所 得等の特別控除) に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業 名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「**②あっせん手数料の総額」欄には、その**年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**@ @のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払 調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受 けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (4) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
- 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

(別紙様式5)

1 確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時に、税理士、公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている 基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別添 様式)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

- ※ 内容について、必要に応じて受注者に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後 に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績 を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- (1) 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれ を採用することも可能。
- (2) 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により評価することも可能。
- (3) 入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なす場合がある。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断すること も可能とする。

(具体的な場合の例)

(各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により 評価することも可能)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等 は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与 水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画

的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。

- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が 含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払 われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
- ※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

賃金引上げ計画の達成について

私は、○○株式会社が、令和○年度(令和○年○月○日から令和○年 ○月○日までの○○株式会社の事業年度)(又は○年)において、令和 ○年○月○日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げ を実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、○人の従業員が退職する 一方、○人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が○%増加 にとどまったものの、継続雇用している○人の給与支給総額は○%増加 していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した(対前年度〇%増加)が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士、公認会計士等を記載) 氏名 ○○ ○○

(添付書類)

- 000
- 000

近畿農政局会計課

健康保険被保険者証(写)提出時のマスキング処理について

今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号。以下「改正法」という。)により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されました。

つきましては、入札手続きにおける競争参加資格申請や契約締結後に提出する書類等に保険証 (写)を添付する場合は、あらかじめ保険証(写)の保険者番号及び被保険者等記号・番号にマ スキングを施してから発注者に提出されますよう、お願いいたします。



- ※ 被保険者証等にQRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると記号・ 番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施してください。
- ※ 保険証の記載内容によりマスキング後の状況が直接の雇用関係を証明するに足りない場合は、証明に必要な項目の一部等を除外してマスキングを行って提出してください。 この場合は、受付担当者が確認後にマスキング処理を行います。